

令和5年第1回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

令和5年第1回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和5年2月17日

午後2時00分開会

組合長挨拶

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案説明

議案第1号 伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第2号 伊南行政組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第3号 伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例

議案第4号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第4号）

議案第5号 令和5年度伊南行政組合一般会計予算

議案第6号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計予算

日程第4 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第5 委員長報告、質疑、討論及び採決

日程第6 議案の上程、提案説明、質疑、討論及び採決

議案第1号 伊南行政組合議会個人情報保護条例

組合長挨拶

出席議員（17名）

1番 小林敏夫	2番 氣賀澤葉子
3番 竹村知子	4番 加治木今
5番 竹村誉	6番 宮下稔
7番 三原一高	8番 折山誠
9番 宮脇寛行	10番 吉川順平
11番 星野晃伸	12番 松澤文昭
13番 中塚礼次郎	14番 松村利宏
15番 天野早人	16番 宮井訓
17番 川手三平	

説明のために出席した者

組 合 長	伊 藤 祐 三	副 組 合 長	下 平 洋 一
副 組 合 長	宮 下 健 彦	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	小 平 操	事 務 局 長	小 出 孝 幸
会 計 管 理 者	北 澤 武 志	病院事業管理者職務代理者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長 兼 経 営 企 画 室 長	倉 田 貴 志	新病院建設準備室長	佐 野 秀 一
病 院 総 務 課 長	渋 谷 昭 二	駒ヶ根市民生部長	中 村 竜 一
飯島町住民税務課長	松 村 和 夫	中川村保健福祉課長	水 野 恭 子
宮田村住民課長	浦 野 康 之		

事務局職員出席者

事 務 局 次 長	那 須 野 一 郎
事 務 局 書 記	渋 谷 一 馬
事 務 局 書 記	吉 澤 照 代

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（那須野一郎君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（天野 早人君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

私たちの生活を一変させた新型コロナウイルスは、現在の2類相当から、この5月には季節性インフルエンザ等と同じ5類に見直される旨の方針が出されました。一日も早く伊南地域の皆様が安心して暮らせるよう願うところです。

さて、今議会は伊南行政組合の新年度事業に係る予算を審議する議会であります。先を見通しながら伊南のありべき姿について皆様の闊達な議論をお願いいたします。

それでは、これより令和5年1月17日付、告示第1号をもって招集された令和5年第1回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長より挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

令和5年1月17日付、告示第1号をもちまして令和5年第1回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、全員の御出席を賜り、感謝を申し上げます。

さて、2月も後半となりました。年明け以降、比較的穏やかな気候が続いておりましたが、先週は伊南地域で久しぶりにまとまった降雪となりました。除雪対応とともに、交通網や各種施設への影響もありました。

なお厳しい寒さが続いておりますが、暖かい春に近づいていくことを心待ちにしております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数の減少が顕著となり、長野県の感染警戒レベルは注意レベルまで下がり、医療アラートも解除されたところであります。国も感染症法の位置づけを5月から見直すこととしており、3月には5類への移行に伴う医療体制や感染対策などについて一定の方向を示すとしております。いよいよ日本も本格的なウィズコロナ時代が始まることとなります。

次に地域経済の状況ですが、1月の長野経済研究所の調査による県内の景気動向は「持ち直しの動きがみられる」としております。

雇用環境では、ハローワーク伊那管内の11月の有効求人倍率が1.65倍で、伊那を含め、県内全ての職業安定所で有効求人倍率は前年を上回っております。

「今後は、新型コロナ感染拡大や物価上昇による個人消費への影響を注視する必要がある」としております。

さて、年度末が近づきまして、各市町村では新年度の予算編成や事業計画の策定などを進めているところであります。組合としましては、ウィズコロナ時代の本格化を踏まえ、今後も効率的な事業運営に努めるとともに、伊南地域が快適で活力ある持続可能な地域としてあり続けるため、広域連携のメリットを生かし、諸課題に向け

協力していくことが引き続き重要だと考えております。

さて、今議会に提案いたします案件は、条例3件、補正予算1件、新年度予算2件の計6議案であります。

条例であります。令和5年4月から全国的に共通ルールの下で個人情報保護法の的確な運用を行うための条例の制定であります。

次に病院事業会計の補正予算であります。新病院建設事業に関わる債務負担行為の追加であります。

続きまして令和5年度当初予算であります。

一般会計当初予算規模は総額10億51万円余となって、前年度当初予算に比べまして2,859万円余の増加となっております。

主な事業内容について申し上げます。

火葬場事業につきましては、本年度から5年間の伊南聖苑の指定管理を伊南葬祭業組合へ委託する経費等の運営費を計上しております。

衛生センター事業につきましては、運転費用と設備維持・管理費用等で8,194万円余を計上しております。

病院につきましては7億1,330万円余を計上し、前年度比で2,113万円余の減額となっております。建設改良の企業債償還金が前年度より減少し、病院事業会計への繰出金が減額となるためであります。

次に病院事業会計予算であります。

事業収益は72億9,300万円余で、前年度当初予算と比べまして0.7%増加、事業費用は72億5,400万円余で0.3%の減であります。

当初予算では3年ぶりに黒字となり、およそ3,900万円の経常利益を見込んでおります。

新年度におきましても引き続き地域の医療需要に応え、一般診療、救急医療、健診事業などに職員一丸となつて取り組むとともに、経営の安定化に向けて努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の5類への引下げに伴う医療現場の対応につきましては、段階的に季節性インフルエンザと同等の扱いに向かっていくと思われまふ。

ただ、まだ気の抜けない状況が続いております。3月にも示されます国、県の方針を踏まえ、関係機関と連携して対応をしてまいります。

新病院の建設準備につきましては、全体のスケジュールに基づく調査費や業務支援委託費などを計上し、準備を進めてまいります。

なお、基本計画案のパブリックコメント結果につきましては、本日予定されます全員協議会で説明をしてまいります。

本議会に提案いたしますこれらの議案につきまして、慎重なる御審議の上、適切な決定を賜りますようお願いを申し上げ、第1回定例会開会に当たりましての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長（天野 早人君） 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により16番 宮井訓議員、17番 川手三平議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日限りと決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第1号 伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第2号 伊南行政組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第3号 伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例

以上3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第1号 伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例について提案説明を申し上げます。

各市町村議会の3月定例会に向けて既に内容等を承知している皆様も多いかと思いますが、まず概略の説明をさせていただきます。

本日、机前にお配りしてあります2枚つづりの「伊南行政組合定例会 議案第1号～3号 資料」と右上に書いてある資料を御用意をいただきたいと思っております。

3条例が関連しますので、最初に全体の内容について説明をさせていただきます。

初めに1の法律の改正概要ですが、社会全体のデジタル化に対応するためのルールを設定する法改正です。

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を統合し、地方公共団体においても共通のルールとなるものです。

新法への統合イメージは下の図のとおりでありますので、御覧いただきたいと思っております。

2の今回提案する条例案については、下段のほうの枠内にある3本であります。

1枚おめくりいただいて2ページを御覧ください。

3の議案第1号であります。

個人情報の保護に関する法律施行条例では、手数料、開示期限等を定めるとともに、現条例の廃止を行います。

また、下段、下のほうにあります議案第2号の情報公開条例の一部を改正する条例では、不開示情報が法律に規定されることから法律に沿った内容に条例を改める改正と、新たに情報公開・個人情報保護審査会設置条例を設けますので、情報公開条例上の審査会の規定を削除するものです。

3ページを御覧いただきたいと思っております。

5の議案第3号の情報公開個人情報・保護審査会条例では、先ほど申し上げましたとおり情報公開条例で規定していた審査会について新たに条例を制定するものです。

概略の説明は、簡単ですが以上でございます。

なお、これから説明します3本の条例の施行日につきましては令和5年4月1日となっておりますので、施行日の説明は省略をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは議案書のほうにお戻りをいただきたいと思います。

議案書の1—1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例について提案説明を申し上げます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い伊南行政組合個人情報保護条例を廃止し、伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例を新規に制定するためです。

次ページ、1—2を御覧をいただきたいと思います。

改正内容ですが、第3条では開示請求における決定等の通知期間の特例について規定しています。決定通知までの期間として「30日以内」を「14日以内」とし、延長規定として「60日以内」を「44日以内」と読み替えて適用します。

第4条の開示請求に関わる手数料については、現在と変わらず無料とし、写しの交付については実費を徴収します。

第5条では情報公開・個人情報保護審査会へ諮問できる場合について定めています。

第1号では、この条例と個人情報の取扱いに関し定めている条例の改正や廃止の際の規定となります。

第2号では、安全管理措置の基準を定める際の規定です。

第3号では、運用上の細則を定める際の規定となります。

1—3ページをお開きください。

附則としまして、第2条では旧条例の廃止を定めています。

第3条では旧条例廃止に伴う経過措置を定めています。

第4項、第5項及び第6項では、旧条例で規定されていた罰則について、新条例施行後であっても引き続き罰則対象となるように規定しています。

議案第1号の説明については以上でございます。

次ページ、2—1をお開きいただきたいと思います。

議案第2号 伊南行政組合情報公開条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律及び伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定に伴い所要の改正を行うためです。

次ページ、2—2をお開きいただきたいと思います。

改正内容ですが、目次の改正では、情報公開・個人情報保護審査会条例の新設に伴い該当部分の削除を行います。

第10条第1号は、法令または条例により公にすることができない情報は不開示情報に当たる旨を規定しています。

第2号では、不開示情報であってもア～ウの例外規定を設けています。

第3号では、特定の個人が識別できる情報もしくは個人識別符号は不開示情報とする旨の規定であります。

第4号では、次ページに続いておりますけれども、法人等に関する情報であってア及びイに該当する情報は不開示とするように規定しています。

また、人の生命または財産等を保護する場合にあって公にすることが必要であると認められる場合は不開示情

報から除かれます。

第5号では、内部機関または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより不利益等を及ぼすおそれのある情報については不開示情報にするように規定されています。

第6号は、事務または事業に関する情報であって、公にすることによりア〜キに掲げるおそれ、その他当該事務または事業の性質上適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるものを不開示情報にするように規定をしています。

第4章の改正では、情報公開・個人情報保護審査会条例の新設に伴い、該当部分の削除を行います。

次のページを御覧ください。

附則第2項では、第10条に規定する不開示情報に関わる開示決定について、新条例施行後に開示決定したもののから適用する旨を規定しています。

議案第2号の説明は以上でございます。

続いて3—1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例について提案説明を申し上げます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例を新規に制定するためです。

次ページをお開きください。

改正内容ですが、第4条の所掌事項であります。第1号の行政文書の開示請求等に関する規定等4項目がございます。

次ページの3—3ページでございますが、第5条から第7条までは組織関係の内容について明記してあります。

第8条・9条では審査会の調査審議と調査権限について、第10条では審査請求人等への意見陳述の機会について規定しています。

次の3—4ページを御覧ください。

第11条は審査請求人等の意見書等を提出することができる旨の規定、第12条は諮問庁や審査請求人等から提出された意見書または資料についての送付、閲覧の規定であります。

第13条は審査会が行われる調査、審議の手続の非公開について、第14条は審査請求に関わる諮問に対する答申をした際に公表する旨の規定となります。

第15条は、機関に対して協力を求めることのできる旨と、第2項では機関以外の者等にも協力を求めることとしています。

第16条は規則への委任規定。

次ページの3—5になります。第17条は罰則規定となります。

附則の第2条では経過措置について規定してあります。

個人情報の保護に関わる各種条例の改正案の説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（天野 早人君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第4号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第4号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案書4—1ページをお開き願います。

議案第4号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第4号）の提案説明を申し上げます。

今回の補正は債務負担行為を追加するもので、第2条の表にありますとおり、事項は新病院建設事業建設支援業務委託、期間は令和5年度から9年度までの5年間、限度額は1億5,300万円です。

新病院建設事業の大まかな日程では、基本計画策定後、約5年の期間をかけて設計、工事を進めることとしております。この間、一貫した進捗管理の下、各種個別計画の策定や工程管理、コスト管理の徹底などを着実に進めていく必要があります。新病院は、こうした建設マネジメントについて専門的な知識、技術や実績を有する業者から業務支援を受けながら進めていく計画です。

そこで、令和5年度の早期から業務支援を受けるため、債務負担行為を設定した上で本年度内に受託業者の選定事務に着手したいとするものです。

次ページの調書はお目通し願います。

説明は以上です。

よろしく願います。

○議長（天野 早人君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第5号 令和5年度伊南行政組合一般会計予算

議案第6号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第5号 令和5年度伊南行政組合一般会計予算について提案説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算書を御覧ください。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条にありますように予算の総額を歳入歳出それぞれ10億51万1,000円と定めるものでございます。

前年度対比では2,859万9,000円の増額、率にして2.9%の増加になります。

第2項の予算の款項の区分及び金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算に掲げてございます。

第2条は一時借入金の借入れ最高額を1億円と定めたいものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページまでお飛びいただきたいと思います。

初めに歳入でございます。

1款の分担金及び負担金は、構成市町村からの分担金を9億6,134万2,000円計上しました。前年対比ではプラス3%、2,794万6,000円の増額となります。衛生センターの基幹的改修の元金償還が始まるため、歳出での公債費の増が主な要因であります。

2 款 使用料及び手数料の 1 項 1 目 衛生使用料は、火葬件数が増加傾向にあり、火葬場使用料等の増額等を見込み 2,248 万円を計上しました。

7 ページを御覧ください。

5 款 財産収入は 1 万 8,000 円を計上しました。

1 目 1 節 土地貸付収入 1 万 6,000 円は、伊南聖苑南の公園用地の一部を駒ヶ根市へ貸し付けているものです。

2 目の利子及び配当金は、病院施設整備基金及び医師確保基金の利子を見込んであります。

6 款 繰越金は前年度と同額の 500 万円を計上いたしました。

1 枚おめくりいただきまして 8 ページを御覧ください。

7 款 諸収入ですが、1 項の預金利子は前年と同様に 3 万円を見込み、2 項の雑入は火葬場分の聖苑の自動販売機使用電気料及び衛生センター分として下平工業団地の企業からの排水ポンプ施設使用負担金等で 54 万 1,000 円を見込んでいます。

9 款 寄附金ですが、病院事業に対する寄附金を前年度同額の 10 万円計上しました。

9 ページ、1 0 款 繰入金は、医師確保基金から繰入金 1,100 万円を計上させていただきました。

続いて歳出予算について説明をいたします。

1 0 ページを御覧ください。

1 款の議会費は、行政視察研修の旅費及び使用料、賃借料を計上し 141 万 4,000 円としております。

1 1 ページをお願いします。

2 款 総務費ですが、1 項 1 目の一般管理費は主に人件費であります。前年度より 13 万円余の増、3,264 万 6,000 円を計上しました。

1 2 ページ下段、2 項 監査委員費は前年と同額の 96 万円であります。

続いて 1 3 ページを御覧ください。

3 款 衛生費、1 項 保健衛生費は 4,511 万 9,000 円の計上で、前年対比 4.9%の増であります。

1 目 火葬場費は 4,254 万 7,000 円の計上で、伊南聖苑の指定管理が来年度から新たな 5 年間の契約となり、ここ数年の火葬件数の増加と燃料費の高騰等から指定管理料を若干増加し、全体では 213 万円余の増加となっております。

2 目の老人保健施設費は前年度対比 4 万 5,000 円の減少の 257 万 2,000 円ですが、全額が観成園の敷地料補助となります。

次に 2 項の清掃費は前年度対比 936 万 3,000 円増額の 8,792 万 3,000 円であります。

1 目の衛生センター費は 896 万 9,000 円増の 8,194 万 8,000 円を計上させていただきました。内容については 1 4 ページにかけて記載があるので御覧をいただきたいと思っております。基幹的設備改良工事が実施されておりますが、引き続き運転費用と設備維持管理による部品交換等の修繕が必要となっております。

続いて 1 5 ページを御覧ください。

3 目の不燃物処理場費は前年対比 39 万 4,000 円増額の 597 万 5,000 円を計上しました。主な内容は取灰、廃乾電池、廃蛍光管といった一部有害廃棄物の一時保管、管理及び処理に関わる委託料などとなっております。

増加理由は、廃乾電池、取灰の処理単価のアップによるものです。

次に3項の病院費は前年対比マイナス2.9%、2,113万4,000円減の7億230万3,000円であります。

1目 病院費のうち夜間一時救急診療医師報酬は315万円、また研修医確保対策事業としまして来年度は医学セミナーへの参加旅費やブース出展料等の経費を200万円計上しております。

16ページを御覧ください。

27節 繰出金は病院事業会計への繰出金で、前年度より2,122万円減少し6億9,696万2,000円を計上しております。繰出金の減少につきましては、建設改良費に係る企業債償還金が前年度と比べ減額となることが主な要因であります。

2目の医師確保対策費は、医師確保基金からの繰入金を財源としまして医師への研究資金貸与に充てるための繰出金1,100万円の計上をしまして、基金利子への積立てを行いますので、合わせて1,100万1,000円であります。

17ページの5款 公債費は、元金、利子を合わせて前年度より3,871万円余増額の1億963万1,000円を計上しました。増加につきましては、衛生センター基幹的整備改修事業の償還が始まること主な要因となります。

18ページをお開きください。

6款 予備費は前年と同額の500万円を計上しております。

以降、19ページから27ページまでは給与費明細書となっています。

また、28ページは債務負担行為に関する調書と地方債の現在高見込みに関する調書、29ページは市町村別の分担金調書で、費目ごと定められた分担率によりまして構成市町村に御負担をお願いしていくものでございます。

最終ページの30ページは分担金のうち公債費の費目別内訳でございますので、以上の内容につきましては後刻お目通しをお願いしたいと思います。

議案第5号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案第6号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計予算につきまして提案説明を申し上げます。

初めに1枚紙の議案第6号資料で全体概要を御説明します。

裏面の2ページを御覧ください。

入院、外来の業務予定量でありまして、太枠が令和5年度です。

1日平均患者数は、入院は181人、外来は455人とし、延べ患者数は、入院は6万6,246人で前年度当初予算時と比べて1.4%増加、外来は11万565人で3.2%の減少を見込みます。

診療単価は、本年度の決算見通しなどから、入院は5万7,740円、外来は1万9,900円とし、それぞれ若干の増加を見込んでいます。

以上から、収益は、入院は38億2,500万円で2.9%増加、外来は22億円で2.45%減少、合計60億2,500万円で0.9%の増加を見込んでいます。

表面へお戻りください。

太枠が令和5年度予算案です。

左端に記載してあります行番号の1行目の病院事業収益は総額72億9,300万円で、前年度当初予算と比べ5,100万円、0.7%の増加を見込みます。

このうち2行目の医業収益は67億900万円で、先ほど御説明した入院・外来収益のほか、健診・ドック収益などでございます。

8行目の医業外収益は5億8,400万円で、このうち10行目の国県補助金については、前年度当初予算と同様、新型コロナウイルス感染症関連の補助金は見込んでおりません。

次に、14行目の病院事業費用は総額72億5,400万円で、2,200万円、0.3%減少しました。

医業費用のうち16行目の給与費は35億5,700万円で、このうち19行目の退職給付金は、制度上、定年退職のない年度ですが、例年並みの中途退職を見込み4,500万円を計上しています。

20行目の材料費は20億3,100万円で、薬品や診療材料など。

24行目の経費は12億5,000万円で、このうち26行目の委託料には先ほど議案第4号で御説明しました建設支援業務の初年度委託料2,640万円を含んでいます。

また、27行目の光熱水費・燃料費は1億5,600万円で、このうち電気料が約1億200万円を占めており、単価の上昇に加え、割引制度が適用されなくなることから、大幅な増加を見込んでいます。

以上から、33行目以下の予算上の収支は、医業収支は前年度当初予算より8,900万円改善しますが5億1,300万円の赤字、経常収支及び純損益は、当初予算では3年ぶりに黒字となり、3,900万円の純利益を見込んでいます。

次に資本的収支ですが、42行目の建設改良費は1億7,600万円で、主に医療機械、備品等の更新費用でありまして、新病院建設予定地の測量調査費1,650万円を含んでいます。

44行目の企業債元金償還金は3億2,100万円を計上します。

これらの財源となる36行目の資本的収入は3億5,000万円で、新たな企業債の借入れ1億7,500万円と一般会計からの繰入金1億7,500万円を充て、46行目の収支不足額1億7,000万円には内部留保資金を充てます。

47行目の内部留保資金残高は、予算上の機械的な計算方法によりますが、38億5,600万円で、前年度当初予算時との比較では5億2,900万円の増加を見込んでいます。

48行目の一般会計繰入金は地方公営企業繰出基準に基づく繰入れで、収益的収支分は前年度とほぼ同額の5億3,200万円、資本的収支分は企業債元金償還額の減少に連動して減少し1億7,500万円を計上しています。

概要説明は以上です。

それでは別冊の予算書1ページをお開き願います。

第2条 業務の予定量から次のページの第5条 企業債までは、ただいま御説明した内容です。

第6条は予算の流用をすることができる場合を定め、第7条は予算の流用をすることができない経費を職員給与費及び公債費と定め、第8条ではたな卸資産となる材料や燃料の購入限度額を合計20億7,360万円と定めません。

第9条は重要な資産の取得及び処分ですが、1件2,000万円以上の資産取得として多用途透析用監視装置11台一式及び過酸化水素ガス滅菌機1台につきまして建設改良費予算での取得を予定しています。

次ページ以降の実施計画、財務諸表等は後刻お目通し願います。

説明は以上です。

よろしく願います。

○議 長（天野 早人君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開は午後2時45分といたします。

暫時休憩。

午後2時39分 休憩

午後2時45分 再開

○議 長（天野 早人君） 会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第1号 伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第2号 伊南行政組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第3号 伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例

以上3議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第1号から議案第3号につきましては、別紙議案付託長のとおり総務衛生委員会付託いたします。

次に、

議案第4号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第4号）

を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第4号につきましては、別紙議案付託表のとおり病院厚生委員会に付託いたします。

次に、

議案第5号 令和5年度伊南行政組合一般会計予算

議案第6号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第5号及び議案第6号につきましては、別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

暫時休憩。

午後2時47分 休憩

午後3時40分 再開

○議 長（天野 早人君） 会議を再開いたします。

日程第5 委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

初めに、総務衛生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第1号 伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第2号 伊南行政組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第3号 伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例

議案第5号 令和5年度伊南行政組合一般会計予算

以上4議案を一括議題といたします。

総務衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（松澤 文昭君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第1号 伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例から議案第3号 伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例を一括議題とし、本日、委員会において内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、審査会の委員の市町村別の構成についての質問がありました。「委員5人の構成は、駒ヶ根より2名、飯島町、中川村、宮田村が1名ずつの5名の構成となる」との回答がありました。

続いて、本日の会議において本委員会に付託されました議案第5号 令和5年度伊南行政組合一般会計予算につきまして、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、「電気活性炭交換業務の経費が前年度より大きくなっている理由は」との質問があり「毎年かかる経費にプラスして、経年活性炭の経費は3年ごとの交換であるため、令和5年度は前年度より増額になった」との回答がありました。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、病院厚生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第4号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第4号）

議案第6号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

病院厚生委員長より審査結果の報告を求めます。

○病院厚生委員長（小林 敏夫君） それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第4号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第4号）について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、「債務負担行為の業務委託は何者あるのか」という質問に対しまして「1者である」という答弁がありました。

次に、議案第6号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計予算について、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、不納欠損の貸倒引当金の取崩しについて「令和5年度において不納欠損、未収金のため210万円を取り崩すとあるが、それは何か」という問いに対しまして「過去3年間の平均金額を充てることになっている」との答弁がありました。

また、LED照明賃貸借契約について「限度額4,100万円とあるが、新病院に向けて必要か」という問いに対しまして「平成29年からのリース契約であり、令和4年度までは支払っており、令和6年度までとなっていますが、限度額の範囲内で収まる」と、そういう答弁がありました。

以上です。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第1号 伊南行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 伊南行政組合情報公開条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 伊南行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度伊南行政組合病院事業会計補正予算(第4号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和5年度伊南行政組合一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(天野 早人君) 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案の上程、提案説明、質疑、討論及び採決を行います。

議 第1号 伊南行政組合議会個人情報保護条例

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（小林 敏夫君） 議 第 1 号 伊南行政組合議会個人情報保護条例について提案説明を申し上げます。

本日、机上にお配りしてあります 1 枚で「議 第 1 号資料」と右上に表示のある資料を御覧ください。

先ほど伊南行政組合の個人情報に関わる条例が可決されましたが、1 の背景の下から 3 段目に表記があるように、地方議会においては、国家や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象になっていないこととの整合性を図るため適用対象外とされております。

そこで、議会独自の個人情報保護条例を制定する必要があります。

見直し後の全体像については下の図のとおりであります。

2 の趣旨にありますように、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するものです。

裏面には条例案の概要がありますので、この後説明する条文と一緒に御覧ください。

なお、本条例は全国市議会議長会作成のモデル条例を参考にして作成してあります。

それでは、お手元の議 第 1 号 伊南行政組合議会個人情報保護条例を御用意ください。

議 1—1 ページを御覧ください。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い伊南行政組合議会個人情報保護条例を新規に制定するためです。

次ページ、議 1—2 をお願いします。

改正内容ですが、第 1 章から第 6 章で組み立てられており、第 1 章の総則では第 1 条から第 3 条までに目的、定義等を示しております。

議 1—4 ページからは第 2 章で、個人情報等の取扱いについて制定しております。

第 4 条から議 1—7 ページの第 17 条までは個人情報の取扱いに関する一般的なルールを規定したものです。

第 3 章は、議 1—8 ページまでの第 18 条の個人情報保護ファイルの作成や公表などのルールを規定したものです。

第 4 章では、議 1—9 ページ第 19 条から議 1—17 ページの第 47 条までで開示、訂正及び利用停止について規定をしてあります。

議 1—17 ページの第 5 章では雑則として適用除外、施行状況の公表、委任等を規定してあります。

第 6 章の 1—18 ページでは罰則の規定を設けております。

附則としまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行いたします。

議 第 1 号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（天野 早人君） これより議 第 1 号 伊南行政組合議会個人情報保護条例に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議 第 1 号 伊南行政組合議会個人情報保護条例を採決いたします。

本案は、これを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議 第 1 号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで組合長より御挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 令和 5 年第 1 回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

今定例会に提案いたしました議案の全てにつきまして、慎重なる御審議の上、原案どおり決定を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

今議会を通じて賜りました御意見などを尊重し、組合事業運営に生かしていくよう努力してまいります。

議員の皆様には、今後とも御指導、御協力をお願い申し上げます。

伊南行政組合は、昭和伊南総合病院をはじめ地域に暮らす皆さんの安全・安心、そして衛生的な生活に欠かせない施設を 4 市町村が共に運営をしております。この基本をしっかりと認識し、ウィズコロナ時代も見据え、伊南地域が活力ある地域として持続、発展していくために、4 市町村それぞれの持ち味を生かし、連携、協力によって効率的な行政運営を進めてまいりたいと考えております。

さて、駒ヶ根市市議会議員の任期満了に伴う選挙が統一地方選挙に合わせ 4 月 23 日投票で行われる予定でございます。

また、飯島町議会におかれましては議会構成の変更があると伺っております。

伊南行政組合議会議員を退任される議員におかれましては、今日まで御尽力を賜りましたことに敬意と感謝を申し上げます。伊南議会議員を退任されましても、伊南地域発展のため、さらなる御指導、御協力をお願いいたします。

終わりに、各市町村とも 3 月定例議会が間近に迫っております。議員の皆さんには、御自愛をいただき、御活躍されますよう祈念を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議 長（天野 早人君） これをもって令和 5 年第 1 回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

○次 長（那須野一郎君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

ありがとうございました。

午後3時58分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和5年2月17日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員